

— 三重県景観計画解説書 —

行為の制限に関する基準解説書



三 重 県

目 次

第 1 章 景観形成基準

三重県景観計画における景観形成基準	2
-------------------	---

第 2 章 景観形成基準の解説

(1) 共通的事項	6
(2) 個別的事項	9
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	9
ア 配置及び規模	9
イ 形態及び外観	16
ウ 色彩	23
エ 素材	25
オ 緑化	29
カ その他	32
② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 （土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	35
③ 土石の採取又は鉱物の掘採	38
④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	40

第 3 章 届出等

(1) 届出が必要な行為及び規模	43
① 届出対象行為	43
② 届出の対象外となる行為	47
(2) 届出の手順	48
① 提出書類	48
② 届出の流れ	50
(3) 届出様式等	51
・ 景観計画区域内における行為の届出書（様式第 1 号）	51
・ 景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第 2 号）	59
・ 景観形成基準チェックシート	60
・ 景観形成基準チェックシート（記入例）	64

参 考

用語の意義	69
-------	----

第1章 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

なお、この景観形成基準は、全ての項目が、一律に適用されるものではなく、行為の計画地（以下「行為地」という。）における景観の現状により、適用される項目や内容が異なることがあります。このため、景観形成基準の適用に際しては、自然的景観、歴史・文化的景観、社会・経済的景観、眺望景観といった行為地の景観の現状を十分把握しておく必要があります。

区 分		基 準
(1) 共通的事項		
		① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。 ② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。 ③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。
(2) 個別的事項		
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。 d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。
	イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。

①建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 （続き）	ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。
	エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。 c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。 d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。
	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。 c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。 b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状態に応じて照明方法等を工夫すること。 c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。
②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 （土石の採取又は鉱物の掘採を除く。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。 イ のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	
③土石の採取又は鉱物の掘採 （採取等の方法、採取等後の緑化等）	ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 （集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。 イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

第2章 景観形成基準の解説

(1) 共通的事項	6
(2) 個別的事項	9
① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	9
ア 配置及び規模	9
イ 形態及び外観	16
ウ 色彩	23
エ 素材	25
オ 緑化	29
カ その他	32
② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	35
③ 土石の採取又は鉱物の掘採	38
④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	40

- 景観形成基準は、「共通的事項」と「個別的事項」から構成されています。
 - ・「共通的事項」は、すべての届出対象行為に、共通して配慮すべき事項です。
 - ・「個別的事項」は、「建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」と「開発行為、土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）」、「土石の採取又は鉱物の掘採」「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」といった行為の種類ごとに定められており、該当する行為を行うときに配慮すべき事項です。
- 解説は、項目ごとに、「景観形成基準」「基準のねらい」「具体的な配慮内容」によって構成されています。
 - ・「景観形成基準」は、三重県景観計画に定めている景観形成基準の本文を記載しています。
 - ・「基準のねらい」は、景観形成基準を設定した理由や趣旨を解説しています。
 - ・「具体的な配慮内容」は、景観形成基準をわかりやすくするため、イラストや写真を使い、具体的な配慮事例を挙げて解説しています。このため、代表的なものを例示したものであり、記載している配慮内容が全てではありません。

The diagram illustrates the structure of the landscape formation standards explanation. It consists of three main sections, each linked to a corresponding part of a sample document page:

- 景観形成基準 (Landscape Formation Standards):** This section points to the top part of the document, specifically the heading '(2) 個別的事項' and the sub-heading 'ア 配置及び規模'.
- 基準のねらい (Purpose of Standards):** This section points to the middle part of the document, specifically the sub-heading '【基準のねらい】'.
- 具体的な配慮内容 (Specific Consideration Content):** This section points to the bottom part of the document, specifically the sub-heading '【具体的な配慮内容】' and the accompanying diagrams and text.

The sample document page includes the following content:

- (2) 個別的事項**
 - ② 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア 配置及び規模
 - ア) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること
- 【基準のねらい】**

ひとつの建築物、工作物が地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。建築物の建築等にあたっては、地域の特性を踏まえ、周辺と調和した景観づくりに配慮することが必要です。
- 【具体的な配慮内容】**
 - 周辺の建築物の谷より大規模な建築物の建築等を行う場合は、建築物等のセットバックや分棟化等により、周辺と調和させる。
 - 周辺の建築物の高さがそろっている場合には、高さをそろえるなど、突出感、違和感等を生じさせず、美しいバランスをつくる配置や規模とする。
 - 大規模な敷地がある場合は、建築物等を敷地境界線から離すなど、ゆとりを持たせた配置とする。

Additional photos and text on the right side of the page provide examples of these standards in practice, such as '敷地境界線から後退させ、圧迫感を軽減している。(四日市市)' and '敷地境界線から離れたところに建築物を配置している。(鈴鹿市)'.

(1) 共通的事項

① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること

【基準のねらい】

県内の景観は、自然、歴史・文化、社会・経済的な要因によって、地域により様々な特性があることから、景観に影響を与えることが予想される行為を行う場合には、地域の景観の特性を把握することが必要です。

その結果、守るべき景観資産や、特に配慮すべき内容が明確になり、それらを踏まえることで、周辺の景観と調和した景観づくりが可能となります。

【具体的な配慮内容】

- 自然的特性や歴史・文化的特性、社会・経済的特性といった地域の景観特性を把握する。
- 地域の守るべき景観、取り戻すべき景観、新たに創出する景観を明らかにし、それらを踏まえた景観づくりを実践する。
- 行為を行おうとするときは、時間や季節の変化についても考慮する。



海岸線と山並みが雄大な自然を感じさせている。(熊野市)



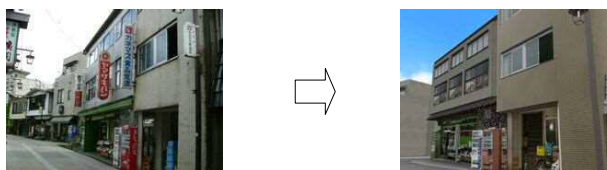
生垣と建築物が地域の歴史をかもし出している。(松阪市)



夜間照明が昼間とは異なった工場の印象を与えている。(四日市市)

◆総合的な検討◆

建築物の建築等の行為を行う際には、将来の景観を予測することが必要です。模型や、イメージパース、フォトモンタージュ、3次元コンピュータグラフィックスなどによりシミュレーションをすることで、行為後の景観を把握することが容易になります。



コンピュータグラフィックスによるシミュレーションの例

② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること

【基準のねらい】

良好な地域の景観や良好な眺望景観がある場合は、それらを乱さないような配慮が求められます。

特に、機能面から工作物の形状が変更できない場合等については、行為地を選定した後に、景観への配慮を検討するのではなく、景観への影響を考慮しながら、行為地を選定することが重要です。

※視点場：眺めを楽しむ場所

【具体的な配慮内容】

- 行為を行おうとするときは、地域の良好な景観に調和させることができる行為地を選定する。
- 地域の良好な景観に調和させることが難しい場合は、できるだけ影響が小さくなる行為地を選定する。
- 視点場からの眺望を妨げない場所を行為地として選定する。



金属質なドームが工場地帯に近接している。(四日市市)



視点場からの眺望景観を妨げない行為地となっている。(志摩市)

◆ 視点場の検討 ◆

主要な視点場とは、景勝地や夜景スポット等として観光パンフレットやインターネットで紹介されている地点だけでなく、有名でなくても特に地域の良好な景観が眺められる地点を含みます。

主要な視点場として、展望台、道路、公園、橋梁等の公共の場所が考えられます。

視点場を探す際には、地域住民からの聞き取りを行うことや、自ら足を運ぶことも重要となります。

主要な視点場の位置を把握し、眺望景観を保全することが必要です。

③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること

【基準のねらい】

行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、個々の建築物、工作物等の細部から全体までを調和させるだけでなく、行為地内共通の形態意匠の方針を定め、行為地全体としてのまとまりがあるようにすることが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 行為地内の建築物、工作物等に共通するコンセプトを設定する。
- 窓、庇、壁面などを共通のデザインとするなど、建築物、工作物相互の調和を図る。
- 建築物、工作物等の色彩を統一し、全体としてのまとまりを出す。



行為地内の建築物共通のコンセプトをつくり、まとまりのあるまち並みとなっている。(東京都八王子市)



開発した地区の塀やさくのデザインがそろっている。(鈴鹿市)



開発した地区の建築物の高さや色彩がそろっている。(名張市)

◆色彩・素材の検討◆

建築物等の外壁や屋根の色彩・素材は、景観に大きな影響を及ぼします。色彩や素材の選択には十分な検討が必要です。

特に、色彩は、「面積効果」により、同じ色であっても面積の大きいものほど明るく鮮やかに見えるという特性を持っています。

◆面積効果



屋根、壁面等の大きな面では、色サンプルより、明るく鮮やかに見えることを考慮して、色を選択することが必要です。

(2) 個別的事項

① 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 配置及び規模

a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること

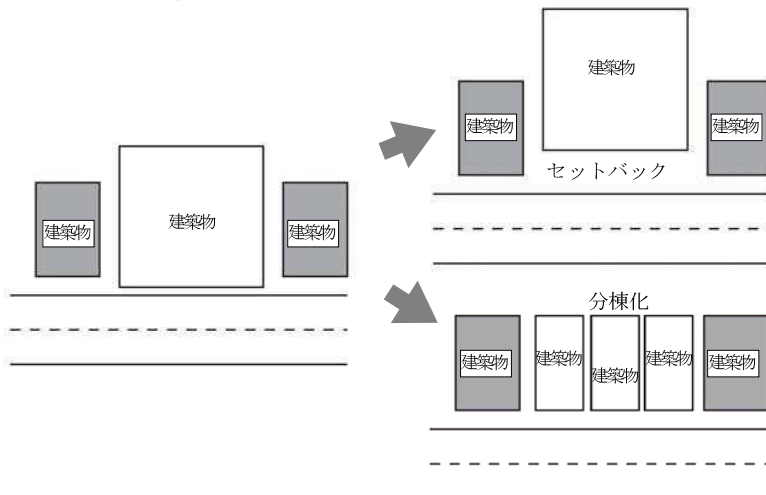
【基準のねらい】

ひとつの建築物、工作物が地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。

建築物の建築等に当たっては、地域の特性をとらえ、周辺と調和した景観づくりに配慮することが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 周辺の建築物等より大規模な建築物の建築等を行う場合は、建築物等のセットバックや分棟化等により、周辺と調和させる。



- 周辺の建築物の高さがそろっている場合には、高さをそろえるなど、突出感、違和感等を生じさせず、美しいバランスをつくる配置や規模とする。
- 大規模な敷地がある場合は、建築物等を敷地境界線から離すなど、ゆとりを持たせた配置とする。



敷地境界線から後退し、圧迫感が軽減されている。(四日市市)



周辺とのバランスをとって、用途ごとに分棟化されている。(津市)



水辺にふさわしい配置や規模となっている。(津市)



敷地境界線から離れたところに建築物を配置している。(鈴鹿市)

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること



山への眺望をさえぎらない工作物の配置や規模になっている。(津市)



建築物の高さが抑えられ、海への眺望がさえぎられないようになっている。(志摩市)



道路からの眺望（見通し）が良好になるよう壁面の位置や規模をそろえている。(伊勢市)

【基準のねらい】

主要な視点場からの眺望を妨げないように、近景、中景、遠景への影響を考慮することが必要です。

水辺や市街地からの仰瞰（ぎょうかん）景観や山や高台からの俯瞰（ふかん）景観、水辺や水田地帯等の水平景観等を妨げない配置や規模とし、眺望を確保することが必要です。

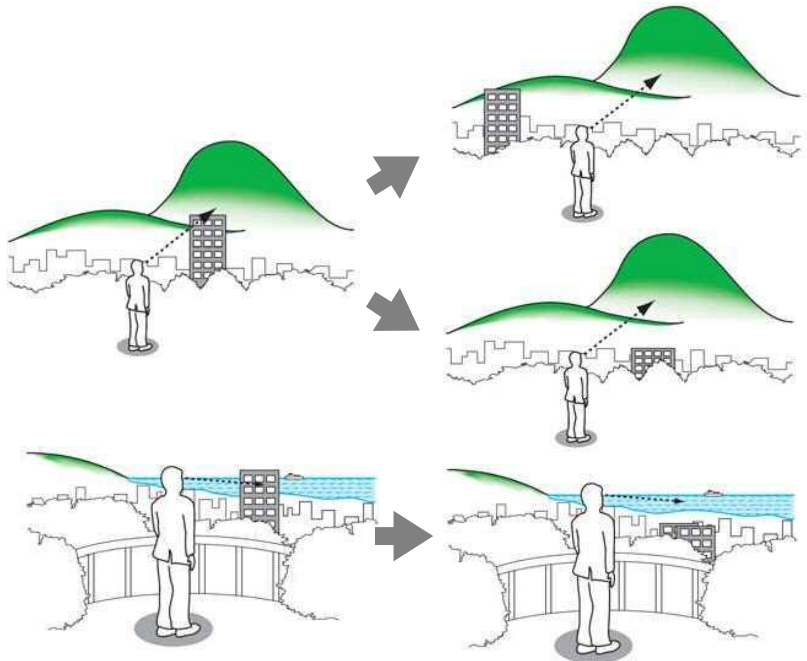
※仰瞰景観：低い場所から仰ぎ見る景観

俯瞰景観：高い場所から見渡す景観

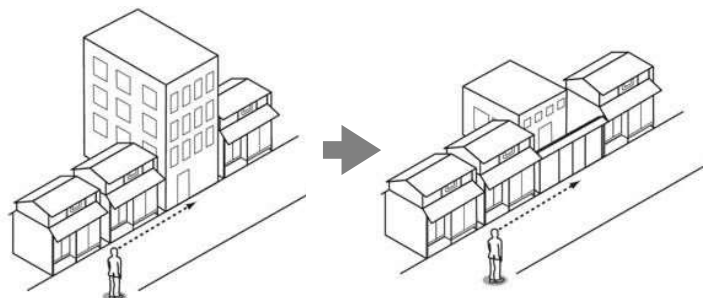
水平景観：水平線等目線と同じ高さで広がる景観

【具体的な配慮内容】

● 視点場からの眺望をさえぎらない配置や規模とする。



● 歴史的建造物等の良好な景観を阻害しないような配置や規模とする。



c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること

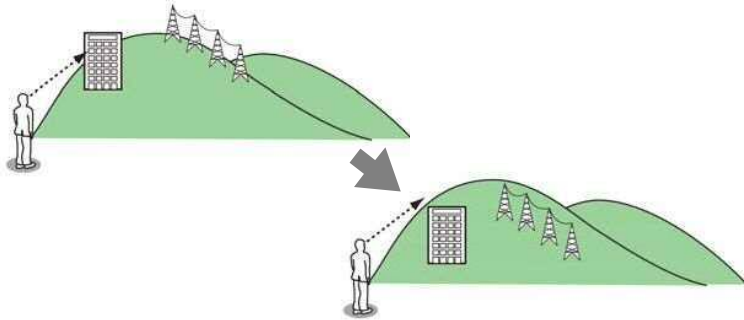
【基準のねらい】

山の稜線は地域の景観を支える大きな役割を果たしています。連続した山並みは美しいスカイラインをつくっています。その景観を損ねないように建築物等の配置や規模に配慮することが大切です。

※スカイライン：地平線、山等の空を背景とした輪郭

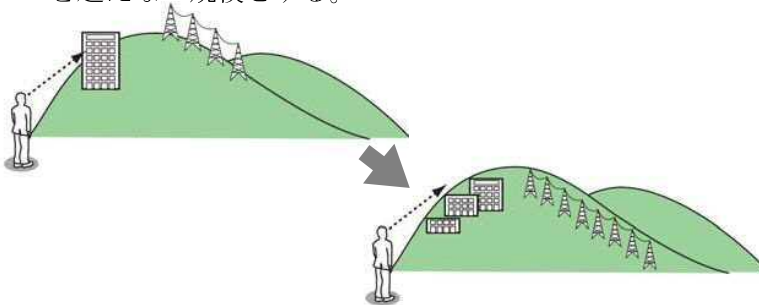
【具体的な配慮内容】

● 稜線を超えない位置に配置する。



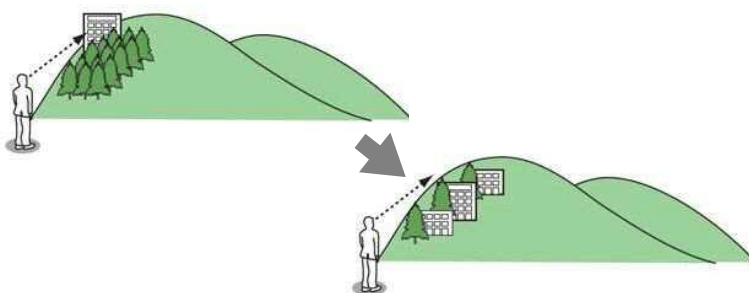
高圧線鉄塔が稜線を超えないように配置されている。(松阪市)

● 山稜の近傍に配置する場合は、建築物等の高さを抑え稜線を超えない規模とする。



稜線を超えない低層の建築物となっている。(鳥羽市)

● 建築物等は稜線の樹木と同等の高さより低くする。



建築物の高さが樹木と同等で、目立たなくなっている。(伊賀市)

d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること



建築物の高さを周辺の樹木より低くしている。（東京都国立市）



樹木より高くなる部分が目立たないようにしている。
（長野県佐久穂町）



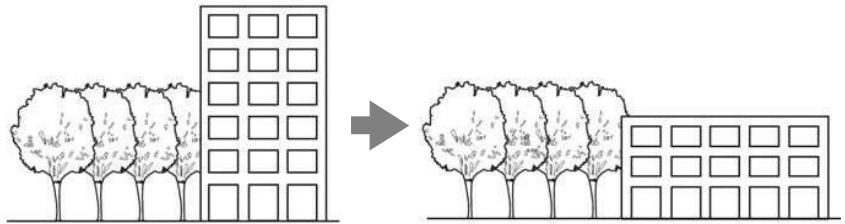
背後の樹木に隠れる行為地となっている。（津市）

【基準のねらい】

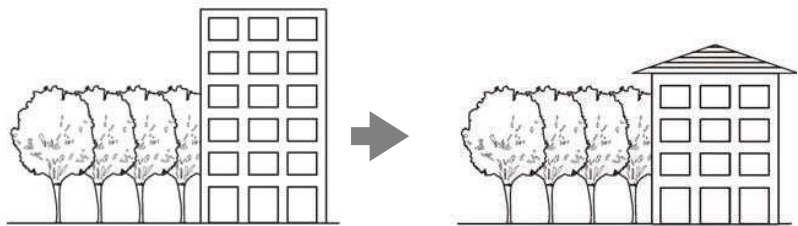
市街地のまとまった樹木がある景観や山林等の自然景観を保全することは重要です。その景観を損ねないようにするためには、樹木の高さを超えないように建築物等を建てるのが大切です。

【具体的な配慮内容】

● 周辺の樹木より低くする。



● 樹木より高くなってしまふ場合は、できるだけ目立たないようにする。



● 樹木の高さを超える場合は、なるべく景観に支障のない行為地を選定する。

e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること

【基準のねらい】

広がりのある田園風景や歴史的なまち並みなどが、地域の景観の基調となっていることが多くあります。地域の景観資産を把握し、景観資産周辺の景観を阻害しないような配置や規模とすることが必要です。

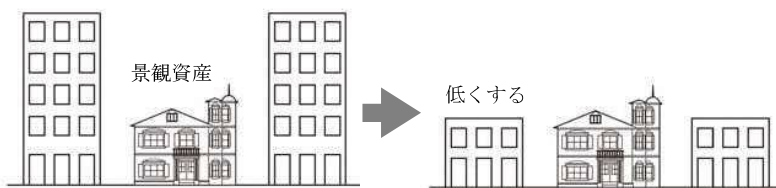
【具体的な配慮内容】

●景観資産から、できるだけ離して配置する。



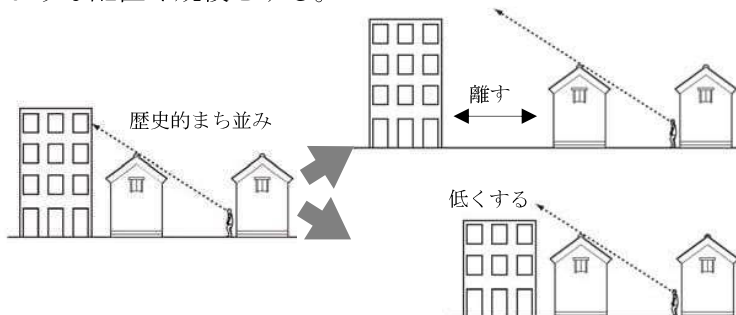
景観資産（茶畑、山並み）と調和する建築物の規模となっている。（鈴鹿市）

●建築物等を景観資産として活かすため、景観資産より高さを抑える。



左側の景観資産への景観を阻害しない建築物の高さとなっている。（桑名市）

●歴史的まち並みや集落から近代的な建築物等が見えないような配置や規模とする。



周辺の建物が歴史的まち並みを歩いている人から見えない配置や規模となっている。（松阪市）

f) 歴史的なまち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



壁面の位置がそろい、良好な街路景観となっている。（松阪市）



門扉を設け、周りの建物との連続性を図っている。（亀山市）

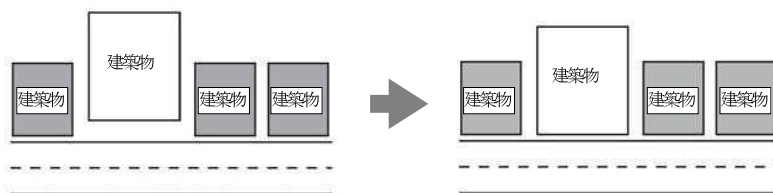
【基準のねらい】

歴史的なまち並みや集落、街路景観の整った地域では、道路に面して統一感のあるヴィスタ景観がつくられています。その連続性を、壁面の後退や空き地等で損なわないような配慮をすることが必要です。

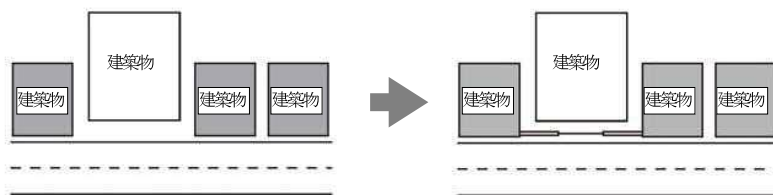
※ヴィスタ景観：街路等の長い通りを見通した眺めの景観

【具体的な配慮内容】

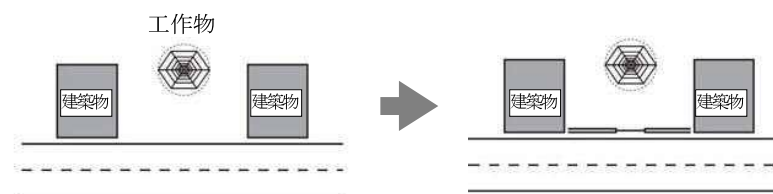
●壁面の位置をそろえ、良好な沿道景観とする。



●道路境界から後退させて建築物等を設けるときには、壁面の位置がそろうように、門や塀又は生垣で景観の連続性を確保する。



●工作物等を設ける場合は、塀や生垣で景観の連続性を確保する。



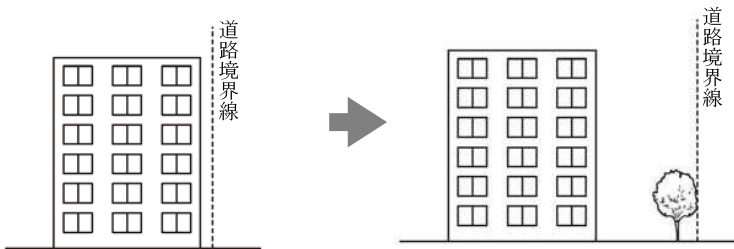
g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること

【基準のねらい】

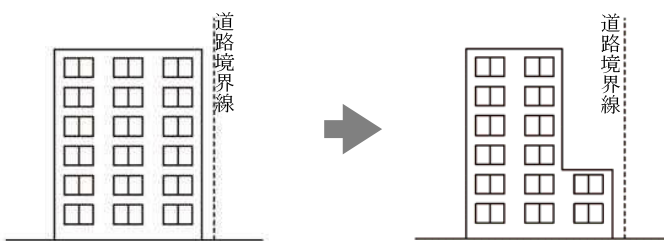
道路や公園等は多くの人が利用する空間であり、それらに接する建築物等は、その大きさから圧迫感や威圧感を与えることがあります。道路、公園等に接する部分には、セットバックや緑化等を行い、ゆとりある空間とすることが必要です。

【具体的な配慮内容】

● 歩行者等に圧迫感を与えないような位置まで壁面の位置をセットバックする。



● 建築物の後退が不可能な場合は、上層階をセットバックし、圧迫感を小さくする。



壁面を後退させ、歩行者への圧迫感が軽減されている。（四日市市）



中高層階を後退させ、道路への圧迫感が軽減されている。（津市）



緑化と後退により、工作物の威圧感が軽減されている。（四日市市）

イ 形態及び外観

a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること

第2章 景観形成基準の解説

個別的事項

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



城下町に多い建築様式を採り入れた建築物になっている。（伊賀市）



波と風をイメージした外観とし、建築物全体のバランスを取っている。（鳥羽市）



庇や開口部の形状を周辺の建築物と合わせ、調和が図られている。（伊勢市）

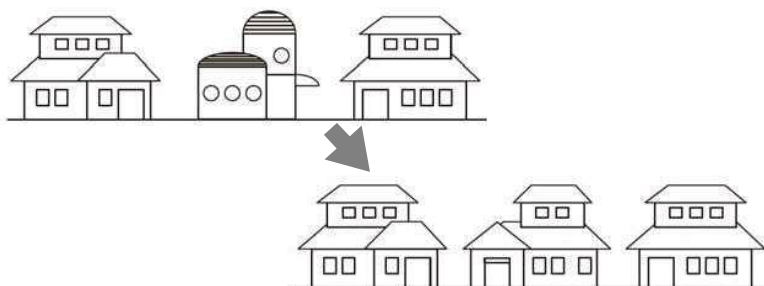
【基準のねらい】

ひとつの建築物、工作物が地域の景観を大きく変えてしまうことがあります。

建築物の建築等にあたっては、地域の特性をとらえ、周辺と調和した景観づくりに配慮することが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 周辺の建築物の形態や外観と合わせることで、周辺の景観と調和させる。



- 不必要なデザインや装飾をつけないなど、建築物全体をバランスのとれた形態とする。

- 格子や庇等の細部の調和を図る。



- 工作物の付属物を本体内部に収めたり、構造体を覆うなどして、すっきりとした外観とする。

イ 形態及び外観

b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること

【基準のねらい】

主要な視点場からの眺望を妨げないように、近景、中景、遠景への影響を考慮する必要があります。

水辺や市街地からの仰瞰（ぎょうかん）景観や山や高台からの俯瞰（ふかん）景観、水辺や水田地帯等の水平景観等を妨げない形態や外観とし、眺望を確保することが必要です。

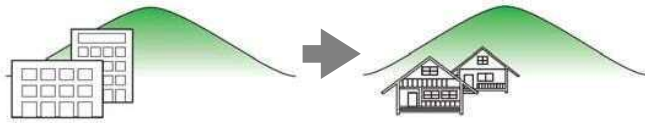
※仰瞰景観：低い場所から仰ぎ見る景観

俯瞰景観：高い場所から見渡す景観

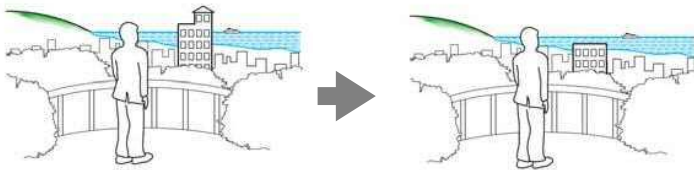
水平景観：水平線等目線と同じ高さで広がる景観

【具体的な配慮内容】

- 自然景観に調和するよう勾配屋根を用いる。



- 主要な視点場からの視界に入る場合は、突出感があるなど違和感のあるデザインを避ける。



- 建築物が俯瞰される場合は、屋根や上層部等の形態に十分配慮する。



遠景の山並みを考慮し、勾配屋根を採用している。（松阪市）



屋根の形態や色彩が調和し、まとまりのある俯瞰景観になっている。（尾鷲市）



周辺の眺望景観を阻害しないような携帯電話基地局のデザインとしている。（岐阜県高山市）

c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ることやむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること



屋上に設置されている設備を外壁と類似の素材で覆い建築物と調和している。（津市）



屋上の設備を飾り屋根で覆い、建築物に取り込んでいる。（鈴鹿市）



空調設備等が外部から見えないうくりとなっている。（伊賀市）



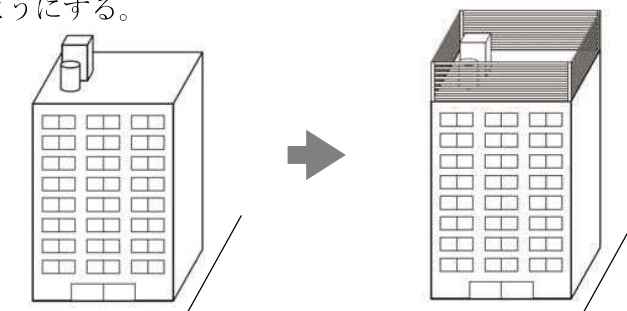
エアコンの室外機を修景している。（奈良県奈良市）

【基準のねらい】

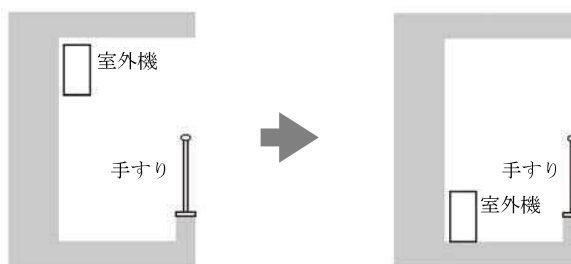
建築物に付帯する空調や電気等の設備は、その形態や外観が建築物と異なることが多く、露出させた場合には、乱雑さを感じさせ、まとまりを損なうことがあります。これらの形態を建築物に合わせ、建築物と一体化させることが必要です。

【具体的な配慮内容】

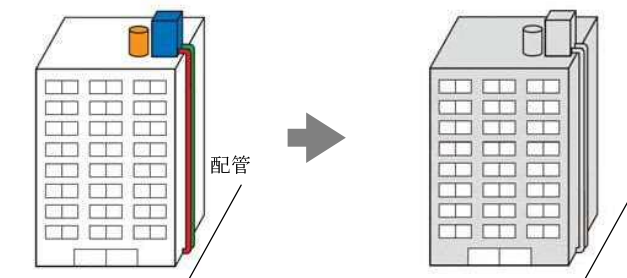
- 屋上の設備等をパラペット、ルーバー等で覆い、目立たないようにする。



- 設備を建築物内に収める。
- 設備はベランダの高さより低く設置し、外部から見えないようにする。



- やむをえず露出する場合は外壁と同じ仕上げや色彩とする。



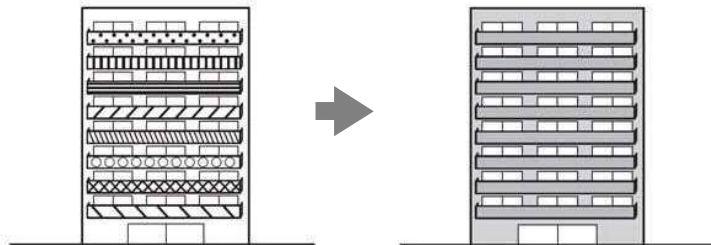
d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること

【基準のねらい】

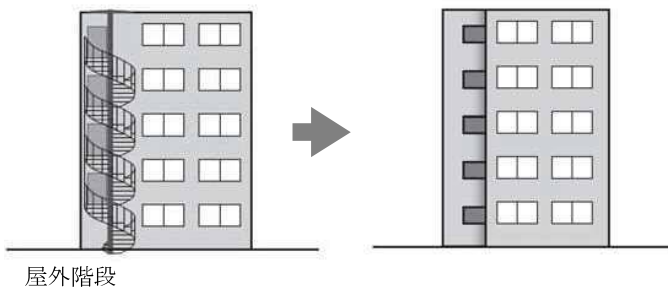
建築物に付帯する屋外階段、ベランダ等は、建築物本体とまとまりのないデザインとなっていると、建築物そのものが煩雑な印象となります。建築物本体と一体感を持った形態や外観とすることで調和を図ることが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 屋外階段やベランダ等の形状は統一し、まち並みや建築物と一体化したデザインとする。
- 屋外階段やベランダ等の素材や色彩は、建築物と同じものとする。



- 屋外階段を建築物と一体化したデザインとして取り込む、又は、ルーバー等で覆うなどし、建築物全体とのバランスをとる。



廊下をすっきりとデザインし、建築物本体との調和が図られている。（四日市市）



屋外階段とせず、階段を建築物に取り込んでいる。（松阪市）

e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること



周辺の建築物と高さや意匠がそろい、調和が図られている。
(東京都千代田区)



建築様式や屋根の向きがそろい、調和が図られている。(亀山市)



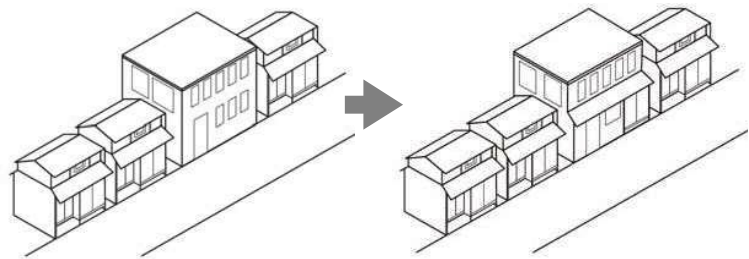
旧建物のファサードが復元され、当時の趣を出している。
(東京都中央区)

【基準のねらい】

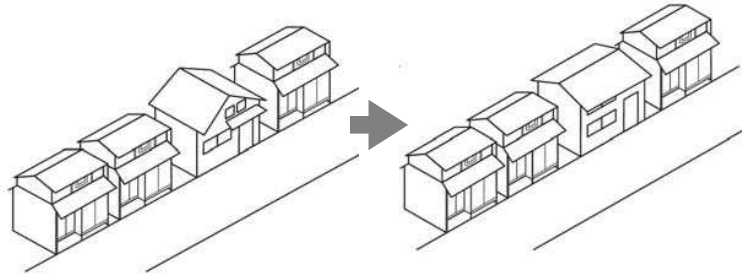
歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、地域固有の建築様式や外観等を持った建築物が並び、良好なまち並みを形成しています。これらの建築物に合わせた形態や外観とし、連続性を損なわないようにすることが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 隣地や周辺と同様の形態や外観とする。
- 建築物全体の外観を周辺とそろえることが困難なときは、庇や格子等の意匠を一部採り入れ、調和を図る。
なお、意匠の一部を短絡的に模倣するのではなく、建築物の機能や建築物全体との調和を検討する。



- 屋根の方向や勾配をそろえる。



- 景観上重要な建築物をそのまま保存できない場合は、壁面等建築物の一部を保存することを検討する。

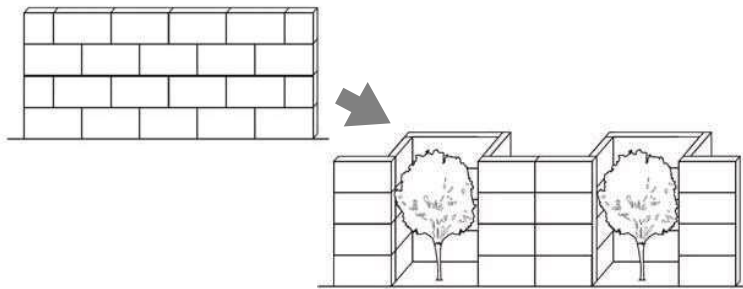
f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部に工夫すること

【基準のねらい】

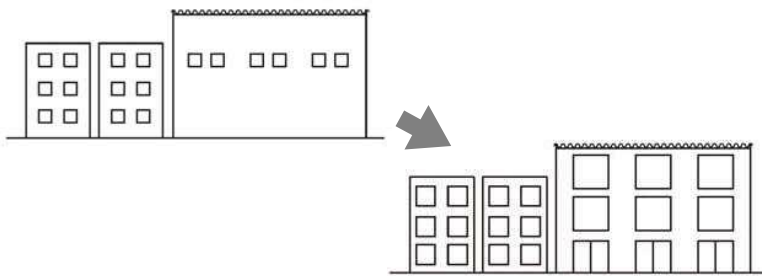
道路や公園等は、多くの人々が利用する空間であり、それらに接する建築物等は、その大きさから圧迫感や威圧感を与えることがあります。道路、公園等に接する部分の屋根、壁面、開口部等を工夫し、ゆとりを感じさせることが必要です。

【具体的な配慮内容】

● 長大かつ単調な壁面とならないように、壁面形状に適度に変化をもたせる。



● 開口部を多くし、圧迫感、威圧感を軽減する。



● アーケード等は、屋根を高くしたり、空が見えるような屋根の形態とするなどし、歩行者等に開放感を感じさせる。



壁面の形状や色彩に変化をもたせ、圧迫感が軽減されている。
(神奈川県鎌倉市)



開口部にガラスを多用し、圧迫感の少ない開放的な建物となっている。
(四日市市)



壁面の素材に変化をつけ、威圧感が軽減されている。
(愛知県名古屋市)

g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること

第2章 景観形成基準の解説

個別的事項

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 形態及び外観



賑わいの演出を1階のみとし、上層階は落ち着いた形態や色彩となっている。（東京都港区）



通り沿いにオープンカフェを設け、人が集まる場所となっている。（桑名市）



1階の壁面を後退させ、ゆとりある空間となっている。（神奈川県横浜市）



道路境界線から建築物を後退させ、ゆとりある空間となっている。（愛知県名古屋市）

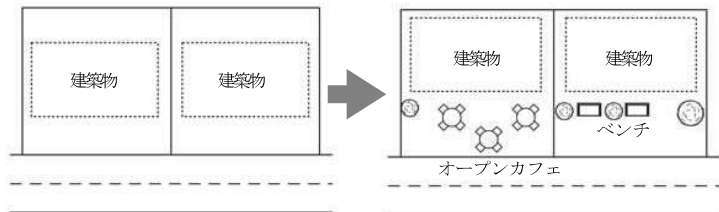
【基準のねらい】

商業地では、店舗等が並び、ウィンドウショッピングをする歩行者等が多く通行します。

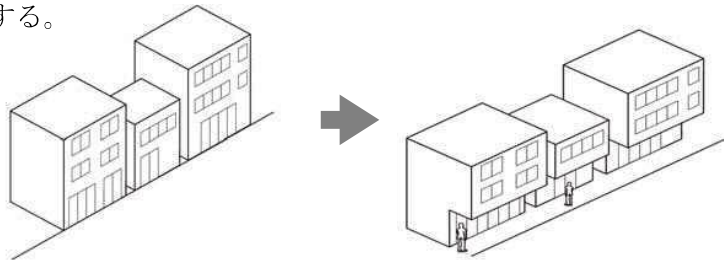
快適な商業地とするため、潤いのある歩行空間や歩行者が休憩できる場所の確保を行うとともに、店舗内部と外部との一体感を持たせることにより、ゆとりと賑わいのある空間となります。

【具体的な配慮内容】

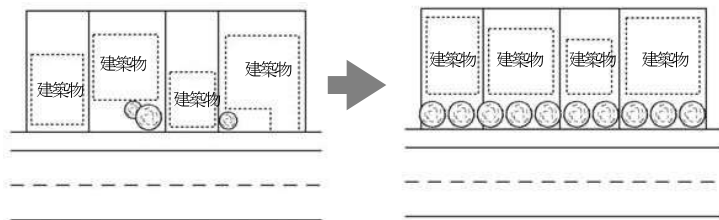
- 賑わいの演出は、低層階を中心に行い、上層階は遠景に配慮し、落ち着いた形態や色彩とする。
- 通り沿いを店舗とするとともに、開口部を大きくとり、店舗内部と外部との一体感を持たせる。
- オープンスペースを確保するとともに緑化するなどし、人が集う場所とする。



- 1階部分をオープンスペースにして公共的空間として利用する。



- 道路境界線からの後退部分を連続させ、歩道と一体化したゆとり空間を確保する。



a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること

【基準のねらい】

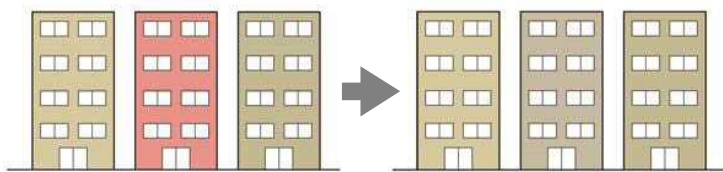
建築物等の色彩が景観に与える影響は大きく、周辺のまち並みや自然景観と大きく異なる色を用いると、周辺から浮き上がって見え、違和感を与えます。

このため、彩度の高い色や極端に明度の高い色や低い色の使用を避けるなど、周辺の景観と極端に異なる色を使用することが必要です。

※色彩は、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）により表示できます。

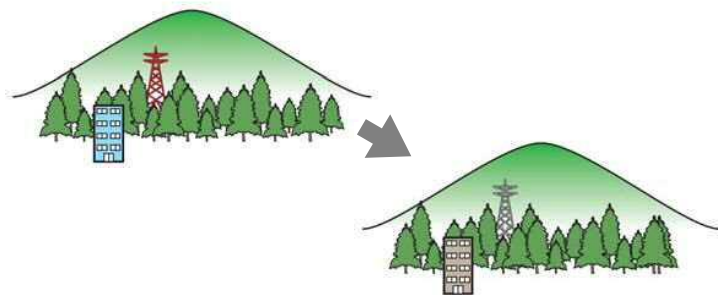
【具体的な配慮内容】

- 彩度の高い色の使用は避け、周辺の建築物等と類似した色彩とする。



- 伝統的な建築物の素材（木材、土、漆喰等）や自然（土砂、岩石等）の色を基調とする。

- 四季によって移りゆく自然の美しさを損なわないため、自然景観の中に建築する建築物等は、目立たないよう彩度を抑える。



- C I（コーポレート・アイデンティティ）カラーを採用する場合にも、周辺との調和を考慮する。



壁面に暖色系の低彩度色を使用している。（志摩市）



自然の色を採用し、壁面全体に濃淡の変化をつけている。（明和町）



携帯電話基地局の色が自然景観になじむようになっている。（四日市市）



外食産業の店舗が周辺の景観に配慮した色彩を使用している。（東京都港区）

b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること



アクセント色が最小限に抑えられている。（四日市市）



明度差によるアクセントがつけられている。（伊勢市）

【基準のねらい】

建築物の外壁等の多くの部分に使用する色（基調色）と異なるアクセント色を使用することは、壁面等に変化を与え、賑わいの演出、圧迫感や威圧感の軽減に有効です。しかし、色の組み合わせ、使用する範囲や箇所により、景観を損ね、見る人に不快感を与えることがあります。

このため、配色や使用する部位等を十分検討することが必要です。

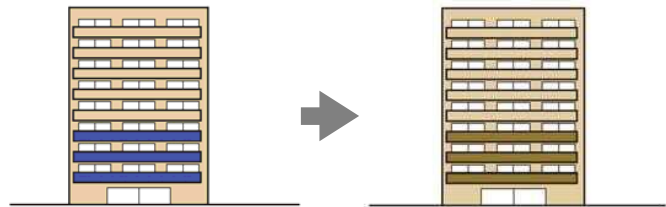
【具体的な配慮内容】

- アクセント色を使用する部位は、建築物全体とのバランスをとり、多くなり過ぎないようにする。



- 建築物の基調色と対照的な色彩のアクセント色は、使用する部位を少なくする。

- 建築物の基調色と対照的な色ではなく、同系色の異なった色を使用することにより、落ち着いた建築物となる。



- 商業地において、高彩度色を用いて賑わいの演出を行う場合は、アクセント色として低層階に使用する。

a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること

【基準のねらい】

建築物、工作物の外壁などの素材は、建築物等のイメージに大きな影響を及ぼします。周辺の建築物等と同質の素材を使用するなど、周辺の景観と調和させることが大切です。

また、反射性の高い素材は、周辺への影響が大きくなることもあるため、反射を抑える工夫をすることが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 自然的景観が広がる場所では、石材、木材等の自然素材を使用する。
- 歴史的なまち並みや伝統的な集落等では、伝統的に使用されてきた素材を使用する。
- 市街地では周辺の建築物等に合わせた素材を使用する。
- 反射性の高い素材を使用する場合は、反射を抑えた仕上げとすることや、向きの変化、部位の分割を行い、大規模な反射面をつくらないようにする。



木材と日本瓦葺が採用され、自然的景観と調和している。
(伊賀市)



周辺の建築物と同質の素材が使用され、調和している。(伊勢市)



近隣の建築物の素材と合わせ、まとまりのある住宅市街地となっている。(鈴鹿市)



反射面の向きに変化があり、反射が軽減されている。(四日市市)

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること

【基準のねらい】

建築物や工作物に自然素材や伝統的素材等の地場産材等を使用した地域固有の特徴ある景観がみられます。これらの地場産材等を新たな建築物等に使用することで、建築物等が周辺の景観と調和していきます。

【具体的な配慮内容】

- 地場産の木材、石材、壁土や加工品（瓦等）を活用する。

地場産材等の例

木材…美杉、飯高、尾鷲等のヒノキ、スギ
 石材…伊勢みかげ、那智黒石
 瓦……伊勢瓦、伊賀瓦



尾鷲ひのきを使用し、地域の景観との調和を図っている。（尾鷲市）



地場産の石材を使用した擁壁が自然に溶け込んでいる。（志摩市）

- 地域の風土に育まれた地場産材等を適材適所に活用する。

地場産材等の使用箇所事例

屋根………瓦葺き、茅葺き、檜皮葺き
 外壁………下見板張り、漆喰塗り
 開口部……面格子、木製建具
 さく、塀…竹垣、板塀、土塀
 擁壁………玉石積み、間知石積み

c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること

【基準のねらい】

建築物等の外観に使用される素材は、時間の経過に伴い、汚れや劣化等により、周辺の景観となじまなくなるものもあります。また、石材や木材等の自然素材は、時間とともに趣が出て、周辺の景観に溶け込んでいきます。

このため、汚れにくい素材や耐久性の高い素材、また、時間とともに趣が出る素材を使用することが大切です。

【具体的な配慮内容】

- タイル、石材、硬質の木材等、耐久性が高く、時間とともに趣が出る素材を使用する。

- メンテナンスが容易な素材を使用することにより、劣化や汚れを防止する。

- 時間とともに趣が出る木材等の自然素材を大規模に使用することが難しい場合は、アクセント的に使用する。

◆メンテナンスの重要性◆

建築物の外壁等は、適切なメンテナンスによって汚れや劣化を防止でき、耐久性も向上します。外観を良好な状態に保つためには、メンテナンスが大切です。



耐久性が高いテラコッタタイルが使用されている。（伊勢市）



定期的なメンテナンスにより汚れを防止できるガラスが多用されている。（津市）



アクセント的に木材が使用されている。（亀山市）

d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること

【基準のねらい】

歴史的まち並みや集落では、建築物の形態意匠がそろった良好な景観が残っています。また、文化財等は、地域の景観のシンボルとなっていることが多くあります。

これらの建築物に使用されている素材を使用することで、建築物等が周辺と調和したものとなります。

【具体的な配慮内容】

- 歴史的なまち並みや集落等に近接する地域では、できる限り伝統的な素材を使用する。
- 歴史的まち並みや集落等に近接する地域で建築物全体に伝統的な素材を使用することが困難な場合は、屋根の瓦、開口部の面格子等の建築物の一部に使用する。



周辺の歴史的建造物に調和する素材が使用されている。（津市）



屋根に瓦が使用され、周辺との調和が図られている。（度会町）

a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること

【基準のねらい】

行為地内に樹木等を植栽することで、建築物等の圧迫感を軽減するとともに、景観にゆとりや潤いを創出します。

気候条件や土壌条件を把握し、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定することが大切です。

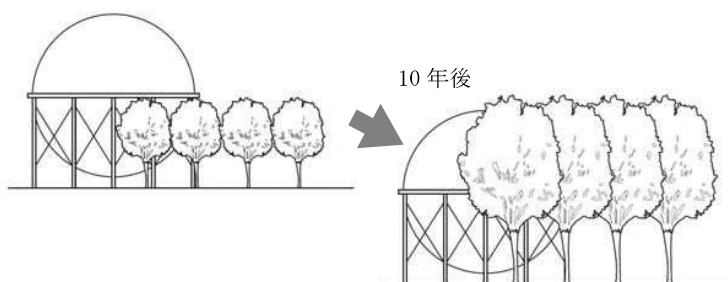
【具体的な配慮内容】

●緑化したオープンスペースを、道路、公園等の公共の場所に接する位置に設ける。

●地域の景観特性や気候、風土に合った樹種を選定を行う。

●高木、中木、低木、草本等をバランスよく配置し、自然に近い植栽とする。

●樹木は、時間とともに成長することを視野に入れて、樹種を選定し、配置する。



道路沿いのスペースを緑化している。(桑名市)



中低木と草本を組み合わせ、単調な植栽とならないようになっている。(伊賀市)



ガスタンク等が隠れるような高木が植栽されている。(川越町)

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること

【基準のねらい】

行為地の境界を囲う場合は、無機質な金属製フェンス、ブロック塀等を避け、生垣等を用いることで、潤いのあるまち並みの景観となります。

【具体的な配慮内容】

- 無機質な金属製フェンス、ブロック塀等を避け、生垣や樹木で境界を囲う。
- 地域の景観特性や気候、風土に合った樹種の選定を行う。
- 建築物等の規模に合わせた樹種を選定する。
- 道路沿いの壁面やフェンス等をツタ類で緑化する。



宅地の境界を周辺の生垣と同様の樹種で囲っている。（木曾岬町）



工作物の高さを考慮した樹種が選定されている。（四日市市）



立体駐車場の壁面が緑化され、周辺と調和している。（東京都世田谷区）

c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと

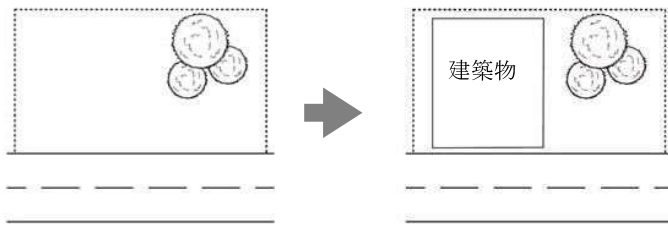
【基準のねらい】

樹木の成長には、長い時間がかかることから、伐採について十分に検討する必要があります。

樹姿又は樹勢の優れた樹木等は、地域の景観資産となっていることが多く、建築物を建築等する際には、それらを保存し、活かすことで、潤いのある景観がつけられます。

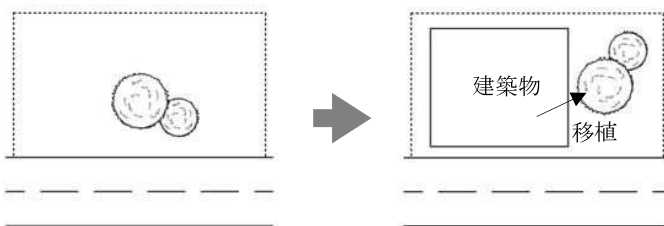
【具体的な配慮内容】

● 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるような、建築物等の規模や配置とする。



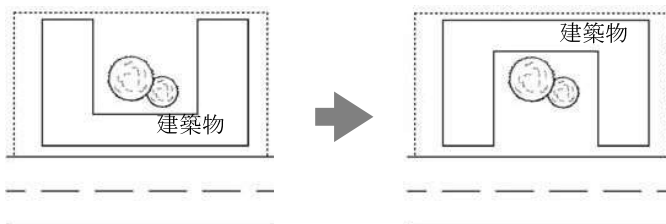
校庭中央の樹木を残した建築物の配置となっている。(伊勢市)

● 樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植し、修景に活かす。



行為地内にあった樹木を道路沿いに移植し、修景に活かしている。(東京都港区)

● 樹木が地域の景観資産となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように建築物等を配置する。



潤いのある景観となるよう、樹木が道路から見えるような建築物の配置となっている。(四日市市)

カ その他

- a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること

第2章 景観形成基準の解説

個別的事項

① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



駐車場を樹木で囲い、沿道に潤いを持たせている。（桑名市）



駐車場に緑化ブロックを敷設するとともに、駐車スペースの間に樹木を配置している。（岐阜県各務原市）



駐車場に塀を設け、まち並みに連続性を持たせている。（岐阜県中津川市）

【基準のねらい】

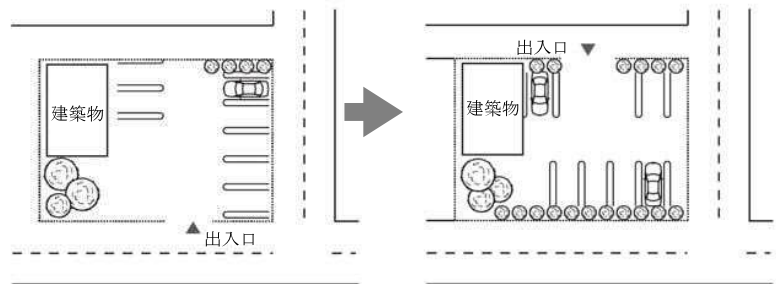
建築物等に付属して設けられる屋外駐車場は、殺風景なアスファルト舗装等が大きな面積を占めることが多いため、潤いの感じられない景観となりがちです。

このため、道路、公園等の公共の場所から、駐車場内が見通せないよう、安全上支障のない範囲で、生垣等により遮へいすることが大切です。

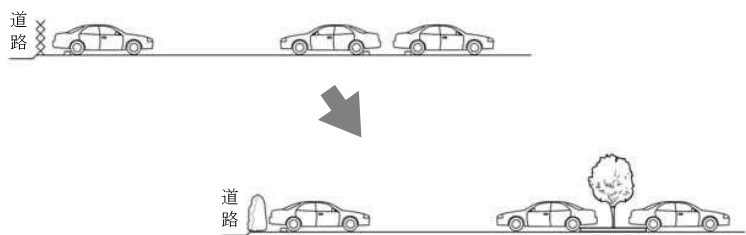
また、駐車場内に潤いを持たせるため、緑化することが大切です。

【具体的な配慮内容】

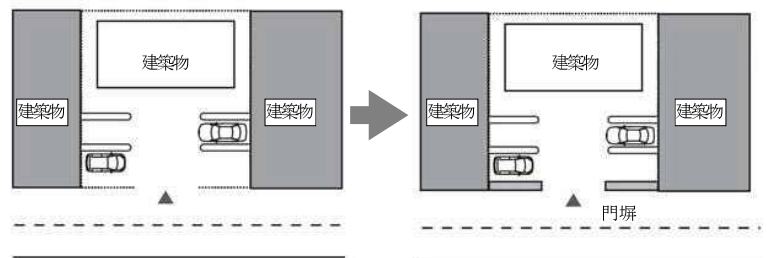
- 駐車場の出入口は人通りの少ない道路に設け、人通りの多い通り沿いを緑化することで、沿道に潤いを持たせる。



- 道路から駐車場を見通せないよう生垣で囲うとともに、駐車スペースの間を緑化する。



- 道路に接する部分に、周辺のまち並みに合わせた門や塀を設け、まち並みを整える。



カ その他

b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること

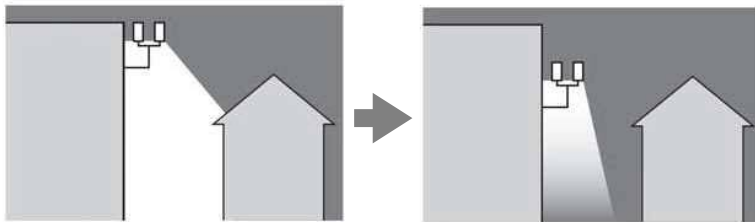
【基準のねらい】

夜間の屋外照明は、安全上必要であるとともに、賑やかさを演出するなど美しい夜間景観をつくります。

しかし、照明方法等が適切でない場合は、過剰な光が散乱するなど、周囲に不快感を与えることがあるため、照明方法等を工夫していくことが必要です。

【具体的な配慮内容】

- 過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色等に配慮する。



- 夜間照明は、周辺環境に配慮するため、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明等を用いる。
- 歴史的まち並み等では、温かみのある光源を利用し、夜間景観に趣を与える工夫をする。



照明が低い位置に設置され、光の散乱を防いでいる。(津市)



伝統的な様式の木造建築物の屋外照明が、温かみのある色調の光源となっている。(伊勢市)

c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること

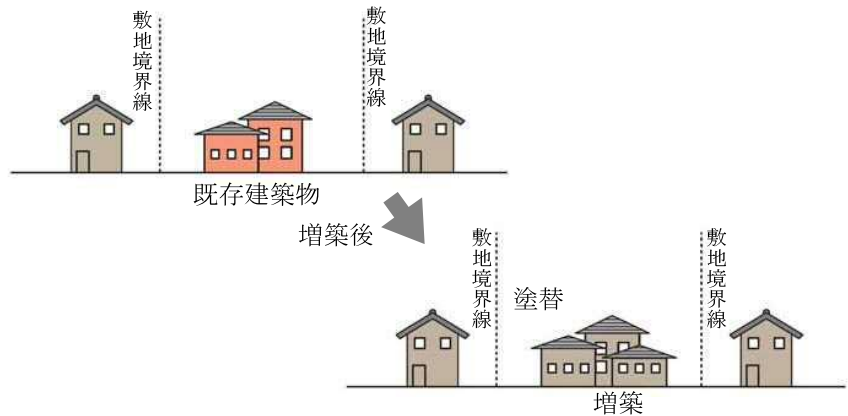
【基準のねらい】

既存の建築物等が周辺の景観と調和していない場合は、増築や改築に併せ、修景することが大切です。

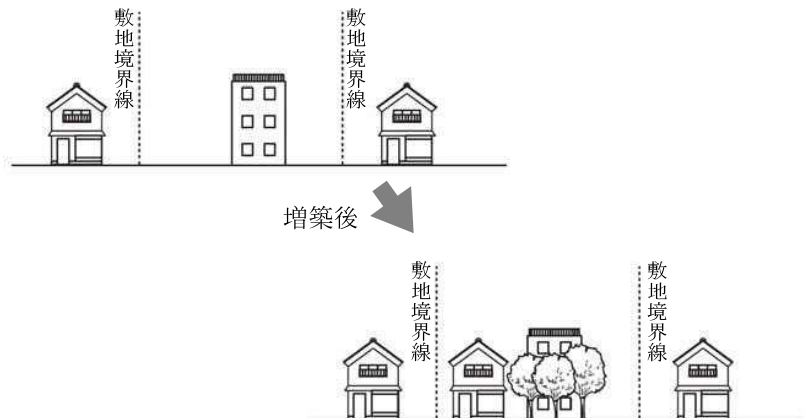
既存の建築物等の形態・外観、色彩、素材等を、新たに設ける建築物等とそろえることや、樹木等により道路から見えなようにすること等により、修景します。

【具体的な配慮内容】

● 景観を阻害している既存の建築物の形態・外観、色彩、素材等を、増築等に併せて修景する。



● 景観を阻害している既存の建築物等を植栽等により、遮へいする。



②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること

【基準のねらい】

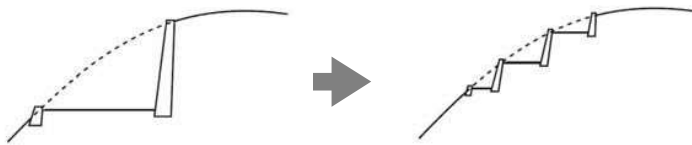
慣れ親しんだ地形の自然景観が、開発行為や土地の形質の変更により、大きく変化することで、良好な景観が損なわれることがあります。

このため、現状の地形をできる限り残し、のり面や擁壁が小さくなるような造成計画とすることが大切です。

また、現状の地形を活かした造成をすることで、これまでの良好な景観を保全するほか、変化のある景観とすることができます。

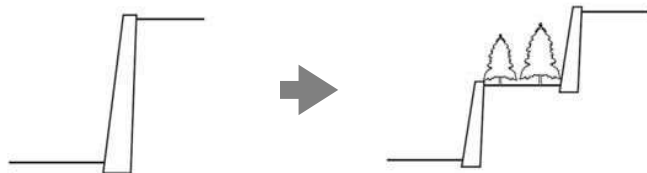
【具体的な配慮内容】

- 切土や盛土が少なくなるよう、現状の地形を活かした造成計画とする。



- 小川や池などを自然のまま残すような造成計画とする。

- 長大なりのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割し、圧迫感を軽減する。



- 周辺の景観との調和を図るため、擁壁を自然石や化粧型枠を用いた擁壁とする。



調整池が、既存の地形を大きく変更しないように造られている。
(桑名市)



丘陵地の地形を活かした造成となっている。(御浜町)



のり面が分割され、圧迫感が軽減されている。(東京都港区)

イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること

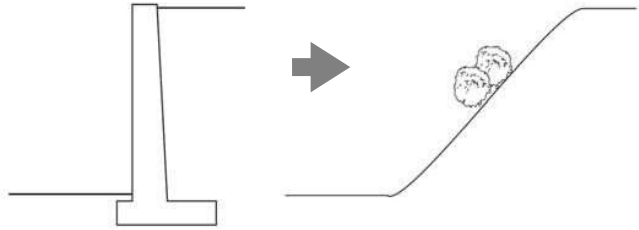
【基準のねらい】

土地利用の効率性を考慮しつつ、のり面の勾配をできる限り緩やかにし、造成による周辺への圧迫感を軽減することが大切です。

また、のり面に緑化を行うことで、造成後の景観に潤いを与えます。

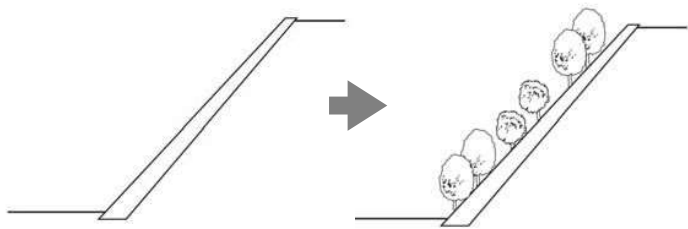
【具体的な配慮内容】

●コンクリートによる垂直擁壁を避け、緩やかな勾配とする。



のり面を緩やかな傾斜とし、緑化している。（桑名市）

●のり面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設ける。



長いのり面に緑化可能な構造物が使われ、潤いのあるのり面になっている。（伊勢市）

●のり面の緑化が難しい場合は、のり尻や擁壁際に植栽を設ける。



擁壁際に樹木が配置され、また、擁壁の上部は緑化されている。（津市）

ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと

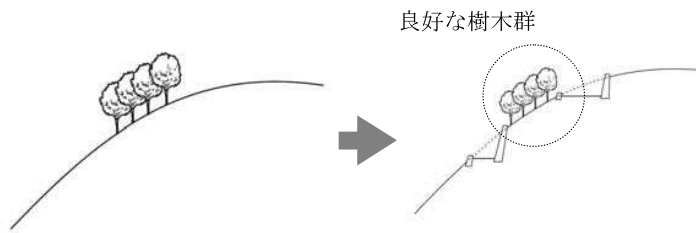
【基準のねらい】

樹木の成長には、長い時間がかかることから、伐採について十分に検討する必要があります。

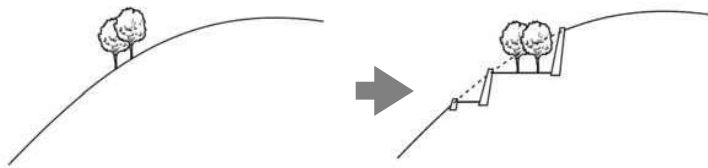
樹姿又は樹勢の優れた樹木等は、地域の景観資産となることが多く、開発行為や土地の開墾その他の土地の形質の変更をする際には、それらを保存し、活かすことで、潤いのある景観がつくられます。

【具体的な配慮内容】

- 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるような造成計画とする。



- 樹木をそのまま保存できない場合は、行為地内で移植し、修景に活かす。



良好な樹木群を残した土地の形質の変更が行われている。（桑名市）



既存の樹木を残して、のり面が造成されている。（桑名市）

③土石の採取又は鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）

ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること



高速道路から目立たない位置で採取が行われている。
（愛知県岡崎市）



採取・掘採により、大規模に山肌が露出している。

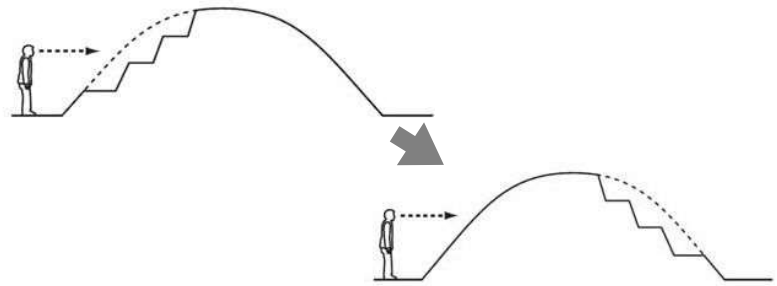
【基準のねらい】

土石の採取や鉱物の掘採によって、緑がなくなり、山の地肌が露出することが多く、これらの行為が周辺の景観を損なうことがあります。

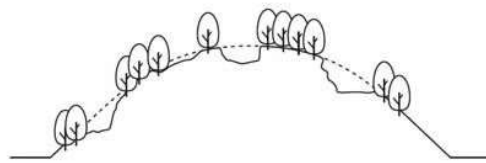
このため、道路、公園等の公共の場所から見通しにくい行為地を選定することや、行為が目立ちにくいように工夫することが必要です。

【具体的な配慮内容】

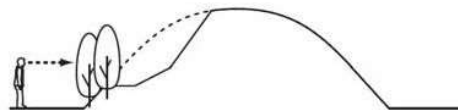
- 道路等の公共の場所から見えない位置で、採取や掘採をする。



- 採取や掘採を行う場所を分割し、地形の改変を小さくする。



- 行為地の周囲に植栽を行い、行為地を道路等の公共の場所から見えないようにする。



- 行為地への出入口は、行為地内部が見通しにくい位置に設ける。

イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること

【基準のねらい】

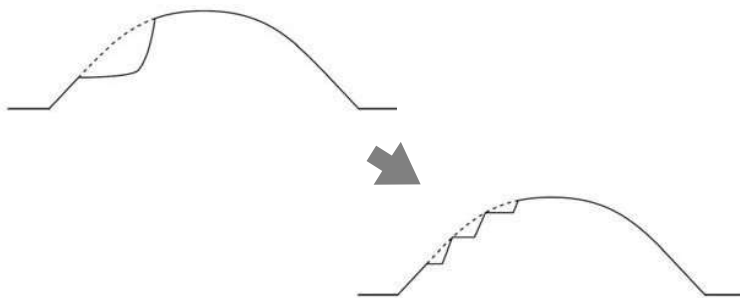
採取や掘採を行った跡地は、山の地肌が露出するため、周辺の景観を損なうことがあります。

このため、行為後は、できるだけ速やかに露出した地肌を緑化することが必要です。

緑化に際しては、行為前の植生にできるだけ近づけ、時間とともに成長する樹木の特性を考慮したものとします。

【具体的な配慮内容】

- 採取や掘採が全て終了してから緑化に着手するのではなく、採取や掘採が終了した部分から、順に緑化する。
- 採取や掘採を行った跡地に、採取や掘採を行う前の表土を残し、樹木等の良好な生育環境を整える。
- 緑化を行いやすくするために、のり面が緩やかになるような採取や掘採の計画とする。



- 採取や掘採を行った跡地の緑化は、行為前の植生と同種のものとするなど、地域の景観特性や気候、風土に合った樹種を選定する。



露出した地肌がツタ類に覆われ、緑化されている。（四日市市）



のり面を緩やかにし、植生の回復を促している。（松阪市）

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)

ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること

第2章 景観形成基準の解説

個別的 事項

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)



入口から離れた場所に集積され、周囲の塀と緑化により見えにくくなっている。(亀山市)

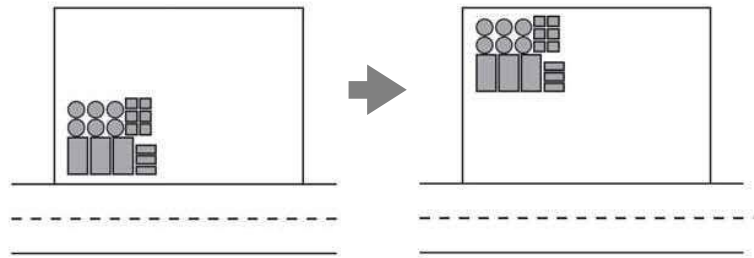
【基準のねらい】

屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物品の集積や貯蔵は、周辺のまち並みや自然景観等と調和せず、景観を損ねることがあります。

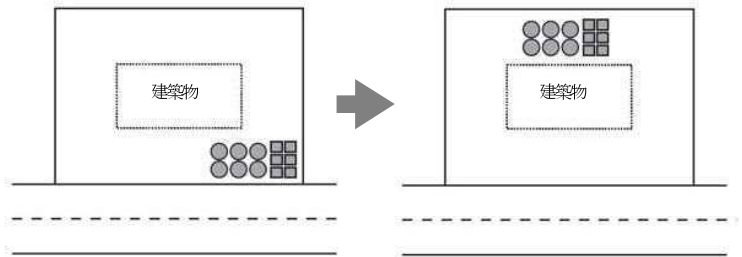
このため、道路、公園等の公共の場所から目立たないように、公共の場所から離すことや、集積や貯蔵を小規模に分けるなどの配慮が大切です。

【具体的な配慮内容】

- 集積・貯蔵する位置を道路、公園等の公共の場所からできるだけ離す。



- 建築物、工作物等により、見えにくい位置に集積・貯蔵する。



イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること

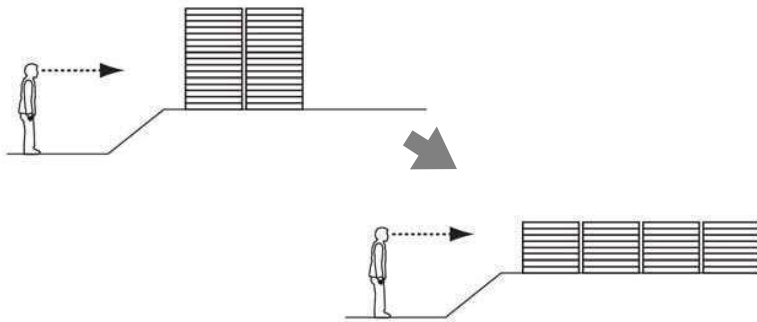
【基準のねらい】

高く積み上げた物品の貯蔵や雑然とした物品の集積は、周辺の景観に対して圧迫感や不快感を与えることになります。

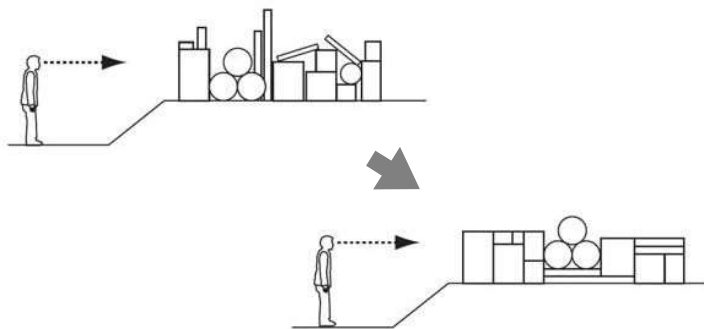
このため、集積や貯蔵する高さを抑えるとともに、乱雑な景観とならないよう、整然とした集積や貯蔵とすることが大切です。

【具体的な配慮内容】

- 積み上げる高さはできる限り抑える。



- 物品は整然と集積・貯蔵する。

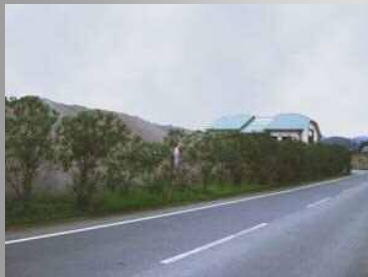


積み上げる高さが抑えられ、圧迫感が軽減されている。(東員町)



製品が整然と貯蔵されている。(伊賀市)

ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること



植栽により、積み上げられた土砂が道路から見えにくくなっている。(四日市市)

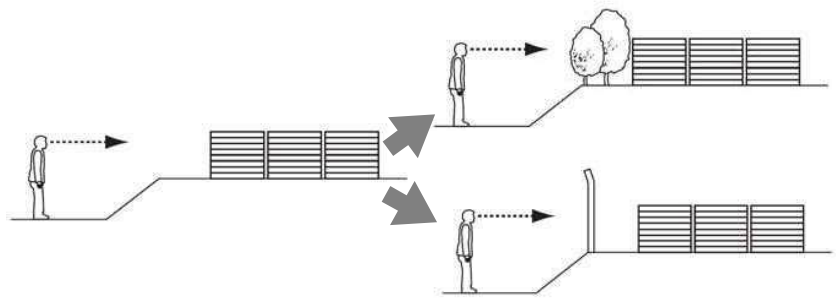
【基準のねらい】

屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物品の集積や貯蔵は、高さを抑える、整然と積むなどの他は、物品そのものを景観に配慮することが難しいため、道路、公園等の公共の場所から見えなくすることが、最も簡単な景観への配慮方法となります。

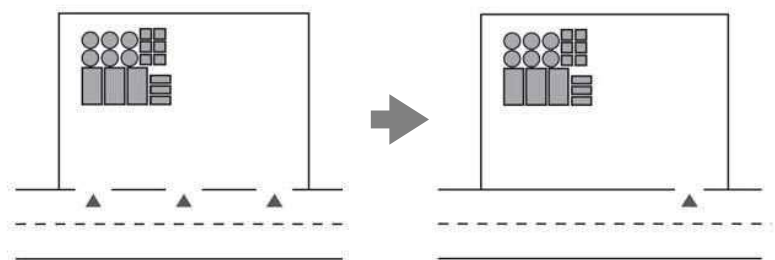
このため、植栽又は塀等で行為地の周囲を囲うなど、行為地内部が見通せないよう、遮へいすることが大切です。

【具体的な配慮内容】

- 植栽や圧迫感のない塀等で遮へいする。



- 行為地への出入口は、必要最小限とし、行為地内部が見通しにくい位置に設ける。



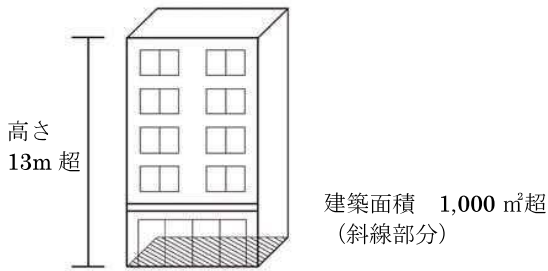
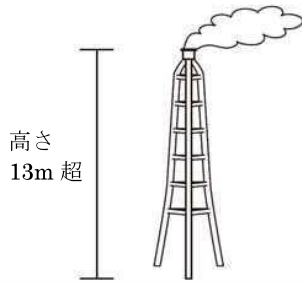
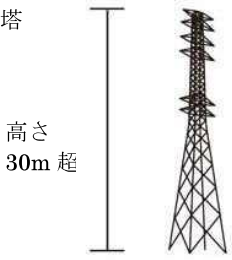
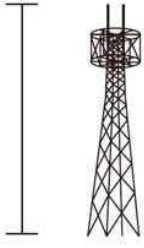
第3章 届出等

(1) 届出が必要な行為及び規模	43
(2) 届出の手順	48
(3) 届出様式等	51

(1) 届出が必要な行為及び規模

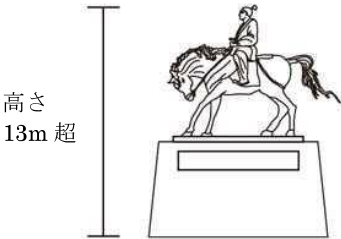
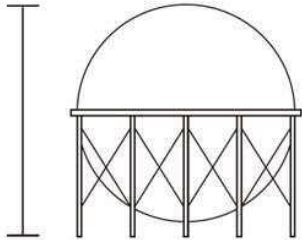
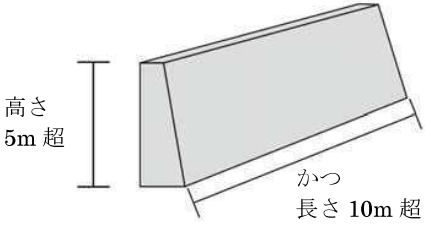
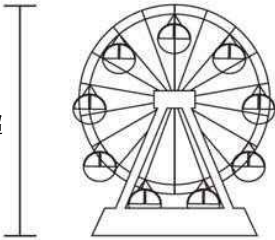
① 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に掲げる行為を行おうとする場合、あらかじめ届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

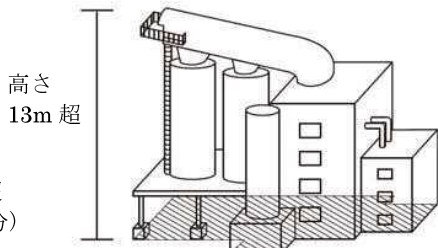
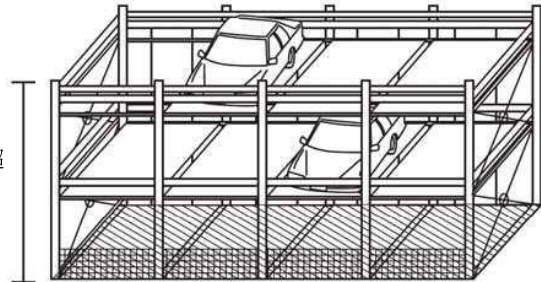
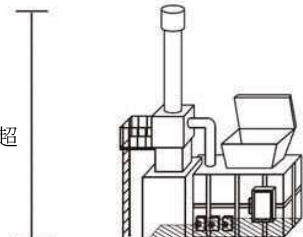
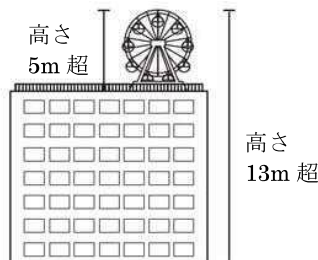
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	対象規模：13mを超えるもの、又は、建築面積が1,000㎡を超えるもの  高さ 13m 超 建築面積 1,000㎡超 (斜線部分)	
	①煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	対象規模：高さ13mを超えるもの 例：煙突  高さ 13m 超
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	対象規模：高さ30mを超えるもの 例：高圧線鉄塔  高さ 30m 超
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）	対象規模：高さ13mを超えるもの 例：携帯電話基地局  高さ 13m 超

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

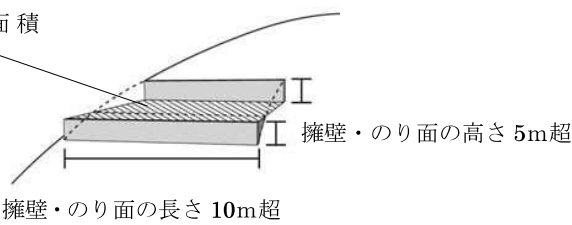
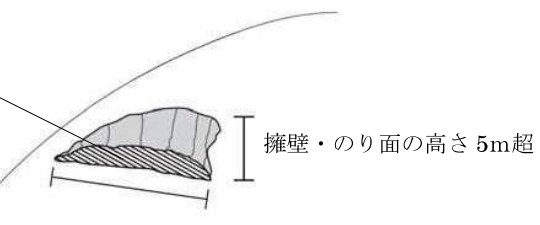
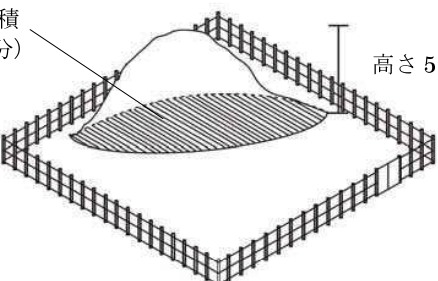
第3章 届出等

<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）</p>	<p>対象規模：高さ13mを超えるもの 例：記念塔</p>  <p>高さ 13m 超</p>
	<p>⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p>	<p>対象規模：高さ13mを超えるもの 例：ガスタンク</p>  <p>高さ 13m 超</p>
	<p>⑥ 擁壁、さく、塀</p>	<p>対象規模：高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの 例：コンクリート擁壁</p>  <p>高さ 5m 超</p> <p>かつ 長さ 10m 超</p>
	<p>⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p>	<p>対象規模：高さ13mを超えるもの 例：観覧車</p>  <p>高さ 13m 超</p>

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p>	<p>対象規模：高さ13mを超えるもの、又は、 築造面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>例：アスファルトプラント</p>  <p>高さ 13m 超</p> <p>築造面積 1,000㎡超 (斜線部分)</p>
	<p>⑨ 自動車車庫の用途に供するもの</p>	<p>対象規模：高さ13mを超えるもの、又は、 築造面積が1,000㎡を超えるもの</p>  <p>高さ 13m 超</p> <p>築造面積 1,000㎡超 (斜線部分)</p>
	<p>⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの</p>	<p>対象規模：高さ13mを超えるもの、又は、 築造面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>例：ごみ焼却場</p>  <p>高さ 13m 超</p> <p>築造面積 1,000㎡超 (斜線部分)</p>
	<p>⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの</p>	<p>対象規模：高さ5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるもの(②に掲げるものにあつては30mを超えるもの)</p> <p>例：観覧車</p>  <p>高さ 5m 超</p> <p>高さ 13m 超</p>

注：増築・改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

<p>開発行為又は土地の開墾その他の 土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)</p>	<p>対象規模：行為に係る土地の面積 $3,000 \text{ m}^2$ を超えるもの、又は、 行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ 5m を超え、かつ、 長さ 10m を超えるもの</p> <p>行為に係る土地の面積 $3,000 \text{ m}^2$ 超 (斜線部分)</p>  <p>擁壁・のり面の長さ 10m 超</p> <p>擁壁・のり面の高さ 5m 超</p>
<p>土石の採取又は鉱物の掘採</p>	<p>対象規模：行為に係る土地の面積 $3,000 \text{ m}^2$ を超えるもの、又は、 行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ 5m を超え、かつ、 長さ 10m を超えるもの</p> <p>行為に係る土地の面積 $3,000 \text{ m}^2$ 超 (斜線部分)</p>  <p>擁壁・のり面の長さ 10m 超</p> <p>擁壁・のり面の高さ 5m 超</p>
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資 源その他の物件の堆積</p>	<p>対象規模：行為に係る土地の面積 $3,000 \text{ m}^2$ を超えるもの、又は、 その高さが 5m を超えるもの</p> <p>行為に係る土地の面積 $3,000 \text{ m}^2$ 超 (斜線部分)</p>  <p>高さ 5m 超</p>

② 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為については、「①届出対象行為」に該当する場合であっても、届出の対象外となります。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの	三重県景観規則第6条第2項第9号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第10号
仮設の建築物の建築等	三重県景観づくり条例第8条第3項第1号
工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第11号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの	三重県景観規則第6条第2項第12号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	三重県景観づくり条例第8条第3項第2号

○法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	三重県景観規則第5条第1号
自然公園法第10条第1～3項、第16条第1～3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項	三重県景観規則第5条第2号
砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	三重県景観規則第5条第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	三重県景観規則第5条第4号
市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1～3項	三重県景観規則第5条第5号
尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第6号
熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第7号
大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第8号
紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第9条、第10条	三重県景観規則第5条第9号
御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条	三重県景観規則第5条第10号

○非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（景観法施行令第8条第4号イ）

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為

(2) 届出の手順

① 提出書類

ア 景観計画区域内における行為の届出書（三重県景観規則様式第1号）又は景観計画区域内における行為の変更届出書（三重県景観規則様式第2号）

イ 次の表に掲げる図書

行為の種類	図 書		
	種 類	図書に記載する内容	備 考
・建築物の建築等 ・工作物の建設等	景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第1条第2項第3号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
	付近見取図 (景観法施行規則第1条第2項第1号イ)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上 (※)
	配置図 (景観法施行規則第1条第2項第1号ハ)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設の位置、材料及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 縮尺100分の1以上 (※)
	立面図 (景観法施行規則第1条第2項第1号ニ)	1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系等による表示））	建築物又は工作物の彩色された二面以上の立面図 縮尺50分の1以上 (※)
	現況写真 (景観法施行規則第1条第2項第1号ロ)	行為の場所及びその周辺の状況 （複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと）	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 （カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）
・開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更	景観形成基準チェックシート (景観法施行規則第1条第2項第3号、三重県景観規則第4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
	付近見取図 (景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上 (※)

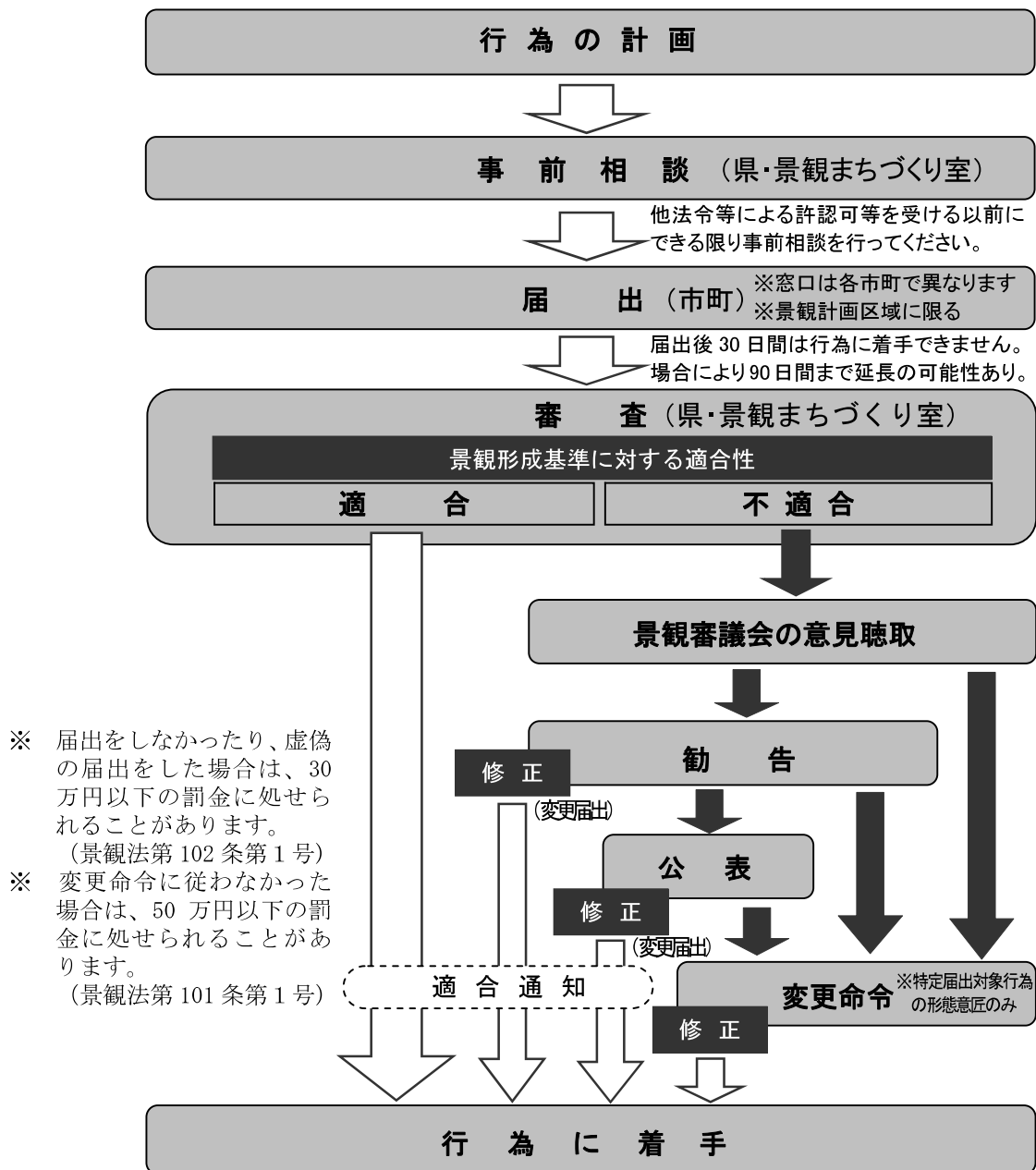
行為の種類	図 書		
	種 類	図書に記載する内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 	現況平面図 (景観法施行規則第1条第2項第2号イ、三重県景観規則第4条第1号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上としますが次の計画平面図と縮尺を合わせてください(※)
	計画平面図 (景観法施行規則第1条第2項第2号ハ、三重県景観規則第4条第3号、同条第4号イ・ロ)	1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模(土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ)	設計図又は施行方法を明らかにする図面、採取又は掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
	断面図 (景観法施行規則第1条第2項第2号ハ、三重県景観規則第4条第3号、同条第4号イ・ロ)	1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面	設計図又は施行方法を明らかにする図面又は採取又は掘採の方法を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
	現況写真 (景観法施行規則第1条第2項第2号ロ、三重県景観規則第4条第2号)	行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	当該区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真(カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)
<ul style="list-style-type: none"> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	景観形成基準チェックシート (三重県景観規則第4条第6号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	その他参考となるべき事項を記載した図書
	付近見取図 (三重県景観規則第4条第1号)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置	物件の堆積を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺2,500分の1以上(※)
	配置図 (三重県景観規則第4条第5号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 堆積する物件の位置、種類及び規模 6 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における物件の堆積する場所及び方法を明らかにする図面 縮尺100分の1以上(※)
	現況写真 (三重県景観規則第4条第2号)	行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真(カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)

※ 行為の規模が大きい場合定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

② 届出の流れ

届出が必要な行為をしようとする場合は、あらかじめ行為が行われる場所の市役所・町役場の景観担当窓口（市・町によって異なります。）に、届出書を3部（正本1部、副本2部）提出してください。

○三重県景観計画に係る届出（景観法第16条第1項又は2項）の流れは、次のとおりです。



(3) 届出様式等

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		種類 ()				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () -				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄				※処理欄		

(規格A4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する 図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。
また、建築物にあつては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあつては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
	外部仕上げ			届出部分	既存部分	
		屋根	色彩			
			素材			
		外壁	色彩			
素材						
敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積		m ²	m ²	m ²	
	樹種等					
その他						
外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物)		変更面積	変更後	変更前	
	屋根	色彩	m ²			
		素材	m ²			
	外壁	色彩	m ²			
		素材	m ²			
(対象建築物) ・外観面積 _____ m ² ・建築面積 _____ m ² ・延べ面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、三重県景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙2）

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(三重県景観規則第6条第1項第 号該当)			
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	() m	() m	() m	
	構造				
	仕上げ		届出部分	既存部分	
		色彩			
		素材			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹種等					
	その他				
色彩の外観の変更 (修繕・模様替)	(対象工作物) ・外観面積 _____ m ² ・築造面積 _____ m ² ・高さ _____ m ・構造 _____		変更面積	変更後	変更前
		色彩	m ²		
		素材	m ²		
景観上配慮した事項その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、三重県景観規則第6条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイヤ張等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第 1 号（別紙 3）

（表）

行為の内容 （開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の土地の形状	
	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____ m 長さ _____ m	のり 法 面 等 の 外 観	
	こう 勾配 _____ %	緑化の方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ _____ m 長さ _____ m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	こう 勾配 _____ %		
屋外における 土石・廃棄物・ 再生資源その 他の物件の堆 積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	たい 堆積又は貯蔵 の高さ	たい 堆積又は 貯蔵の 位置・方法	
	高さ _____ m	遮 へ い の 方 法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「^{のり}法面等の外観」欄には、^{のり}法面又は擁壁の^{こう}勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉦物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地
を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等
及び^{のり}法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の^{たい}堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、^{たい}堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「^{たい}堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした^{たい}堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

三重県知事 へ

届出者 住 所

氏 名 印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
2	行為の場所
3	設計又は施行方法の変更の概要 〔変更前〕 〔変更後〕
4	変更理由

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

(規格 A4)

景観形成基準チェックシート

「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
1 共通的事項	① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。			
	② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。			
	③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。			
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。		
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。		
		c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。		
		d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。		
		e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。		

項	目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
			g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。		
		イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。		
			b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。		
			c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。		
			d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。		
			e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。		
			f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。		
			g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。		
			ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	
		b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。			

項	目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。		
			b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。		
			c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。		
			d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。		
		オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。		
			b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。		
			c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。		
		カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。		
			b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。		
			c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。		

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別的事項	② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	
		イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
		ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	
化等）	③ 土石の採取又は鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑	ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	
		イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	
④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の集積、貯蔵の方法及び遮へい方法		ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	
		イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	
		ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

景観形成基準チェックシート

記入例

「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は三重県景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名		株式会社〇〇 代表取締役 〇〇		
行為の場所		三重県〇〇市〇〇町〇丁目〇		
周辺景観の特性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地は、〇〇県立自然公園内であり、周囲にはスギ林が広がっている。〇〇展望台から、〇〇山への眺望の中間点に位置する。 ・ 低層住宅地と古くからの集落との境界に位置し、敷地東側は、近年開発された住宅地となっており、敷地の西側には〇〇（景観資源）があり、集落内の建築物には、〇〇（意匠）が使われている。 ・ 国道〇号沿いに位置し、道路沿いには、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後には、田園が広がっている。 		
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
1 共通的事項	① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の自然に調和するよう最大限緑化を行う。 ・ 伝統的な意匠を随所に採り入れ、周辺のまち並みと調和を図っている。 ・ 周辺の建築物と大きく異なる規模としている。 		
	② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺には、〇〇展望台及び〇〇公園があるが、視点場から眺望する範囲に入っていない。 ・ 視点場からの眺望の範囲に入るが、特に眺望の妨げにはならない。 		
	③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内の複数の店舗間で、建築物の基調色を揃えている。 ・ 行為地内には複数の建築物はない。 		
2 個別的事項	① 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、 ア 配置及び規模	a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路境界から壁面を後退し、周辺にゆとりを感じさせている。 ・ 周辺の建築物から突出しない高さとなっている。 	
		b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇橋から、〇〇山への眺望を阻害しないような高さとなっている。 ・ 〇〇道から山並みが見える高さになっている。 ・ 〇〇展望台からの眺望の範囲に入らない。 	
		c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稜線を乱さないように尾根から下げて配置している。 ・ 稜線を乱さないように高さを低くしている。 	
		d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の樹木より高さを低くしている。 ・ できる限り樹林から出る高さを抑えている。しかし、〇m程度見えてしまうため、目立たないようその部分を〇色としている。 	
		e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の〇〇から離して、配置している。 ・ 〇〇街道から見えない位置に配置している。 	

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否		
2 個別的事項	① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 配置及び規模	f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。	・隣接する建築物と壁面の位置をそろえている。 ・隣接する建築物の壁面の位置とそろえた木塀を設置している。	
		イ 形態及び外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。 g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。	・両隣の建築物と屋根の高さ・勾配をそろえている。 ・ unnecessary 飾りをなくし、建築物全体をすっきりとさせている。 ・ 自然景観に調和するように勾配屋根を採用している。 ・ ○○展望台から、海への眺望を阻害しないようすっきりとした形態としている。 ・ 屋上の設備をルーバーで囲っている。 ・ 設備配管を建築物の外壁色と類似した色としている。 ・ ベランダの形状、素材を建築物本体とそろえている。 ・ 屋外階段を建築物と一体のデザインとしている。 ・ 周辺と同様の築地塀を設けている。 ・ 周辺の建築物と同じ形状の庇を設けている。 ・ 壁面の形状に変化を持たせて、圧迫感を軽減している。 ・ 無窓の長大な壁面が続かないように開口部を設けている。	
	ウ 色彩	a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。	・ 街区内で統一的に使用されている淡いペーージュを使用している。 ・ 自然景観の中で目立たないように濃い茶色を使用している。 ・ 会社のシンボルカラー（○○）を建築物全体に使用せずに、アクセント的にラインを入れている。 ・ 使用する部分を小さくしている。		

項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	エ 素材	a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する建築物に使われている〇〇石仕上げとしている。 ・金属面をつや消し加工し、反射を少なくしている。 	
		b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面に〇〇材を使用している。 ・道路から玄関までのアプローチに〇〇材を使用している。 	
		c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面に〇〇材を使用している。 ・道路から玄関までのアプローチに〇〇材を使用している。 	
		d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の家屋と同じ板張りとしている。 ・〇〇（文化財）と同じ日本瓦葺きとしている。 	
	オ 緑化	a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内空地の〇%を植栽帯とし、緑化を図っている。 ・〇〇、〇〇（樹種）を中心に〇種類の樹木、〇種類の草本を使用し、変化のある植栽としている。 	
		b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺で多く使われる〇〇（樹種）による垣根を設けている。 	
		c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような建築物の配置としている。 ・〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。 	
	カ その他	a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の入口、出口を各1箇所とし、他の部分を〇〇（樹種）の生垣で囲っている。 ・場内に植栽帯を〇箇所設けている。 	
		b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。 ・照明を低い位置に設けている。 	
		c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建築物の外壁を今回建築する建築物と同一の色に塗り替える。 ・既存の建築物の陸屋根を、周辺と同様の勾配屋根とする。 	

項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	
2 個別的事項	② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	ア できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。	・ 擁壁の使用を極力減らし、高低差をのり面で処理している。	
		イ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	・ 技術基準の勾配〇〇より緩い〇〇としている。 ・ のり面を、〇〇、〇〇（草本種）により緑化している。	
		ウ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。	・ 行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような土地の利用計画としている。 ・ 〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。	
化等） （採取等の方法、採取等後の緑	③ 土石の採取又は鉱物の掘採	ア 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	・ 道路から目立ちにくい位置で採取を行う。 ・ 採取地周辺を塀で囲い、採取によるのり面を見通しにくくしている。	
		イ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。	・ 採取時期により、採取地を〇回に分けて、終了した順に緑化する。 ・ 採取地に自生していた植物を、一時的に別の場所へ移植し、それらを行為後にもとの場所へ戻す。	
④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積 （集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	ア できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。	・ 道路から離れた位置に集積する。 ・ 集積する位置を建築物の背後とする。		
		イ 積み上げに際しては、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	・ できる限り積み上げる高さを低くしている。 ・ 集積物を規則的に並べる。	
		ウ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	・ 周囲に塀を設けるとともに、塀の前面に〇〇（樹種）の植栽を設ける。 ・ 出入口を最小限とする。	

(参考様式)

委任状

代理人

氏名 _____

住所 _____

連絡先(電話番号) _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・ 三重県景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

年 月 日

委任者

住所

氏名

印

参 考

○建築物

建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。

○煙突

土地に独立して造られる煙突をいいます。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

○架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

送電のための電線路、有線電気通信のための電話線路等の柱状の工作物が該当します。

○鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

携帯電話基地局、電波塔、風力発電施設等の柱状の工作物が該当します。

○装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）

オブジェ、宗教的なシンボル等が該当します。また、屋外広告物を掲出する物件とは、主として屋外広告物を設置する目的で設置する工作物のことをいいます。

○高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

その他これらに類するものとして、飼料、肥料、穀物、セメント、石油、ガスなどの貯蔵施設が該当します。また、建築物に設けられる高架水槽等は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

○擁壁、さく、塀

擁壁とは、建築基準法施行令138条第1項第5号に該当するものをいいます。さく、塀とは、建築物のない土地に造られるさく、塀をいい、建築物の敷地に造られるものは、建築物に含まれます。

○ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定する遊戯施設が該当します。

○アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物

建築基準法別表第2(り)項第3号(13)、(13の2)、(ぬ)項第1号(21)の用途に供するものをいいます。

○自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置が該当します。

○汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

建築物に該当しないもので、建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の2の3各号のいずれかに該当するものを除く）が該当します。

○新築

敷地に新たに建築物を造ることをいいます。

○新設

敷地に新たに工作物を造ることをいいます。

○増築

敷地内の既存の建築物の延べ面積を増やすことをいいます。

○改築

従前の建築物等を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なるものを造ることをいいます。

○移転

同一の敷地内において建築物等の位置を移動することをいいます。

○修繕

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない修繕については、届出不要です。

○模様替

既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なる工事のことをいいます。なお、外観の変更を伴わない模様替については、届出不要です。

○建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。
(建築基準法施行令第2条第1項第2号)

○築造面積

工作物の水平投影面積のことをいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第5号)

○高さ

建築物については、地盤面からの高さをいいます(建築基準法施行令第2条第1項第6号)。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しません。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。

なお、工作物については、建築物の高さに準じます。

○開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。

○廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

○再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいいます。